

広告・コンテンツ制作に関係する人が知っておくべき
ネット時代に対応した法知識・倫理観を身に付ける

クリエイターのための法務講座

2017年7月5日(水) 1日集中【東京教室】

知らないでは済まされない、自身・自社を守るための知識



画像提供：Shutterstock

著作権、知的財産権、発注先との契約…などの数多くの法務
広告・コンテンツに特化し、分かりやすく整理して疑問を解決!

気付かないうちに歩いている地雷原 運任せではなく、事前に察知できる視点を身に付ける

法務のプロがいるわけではないため、 個人の裁量に任されている

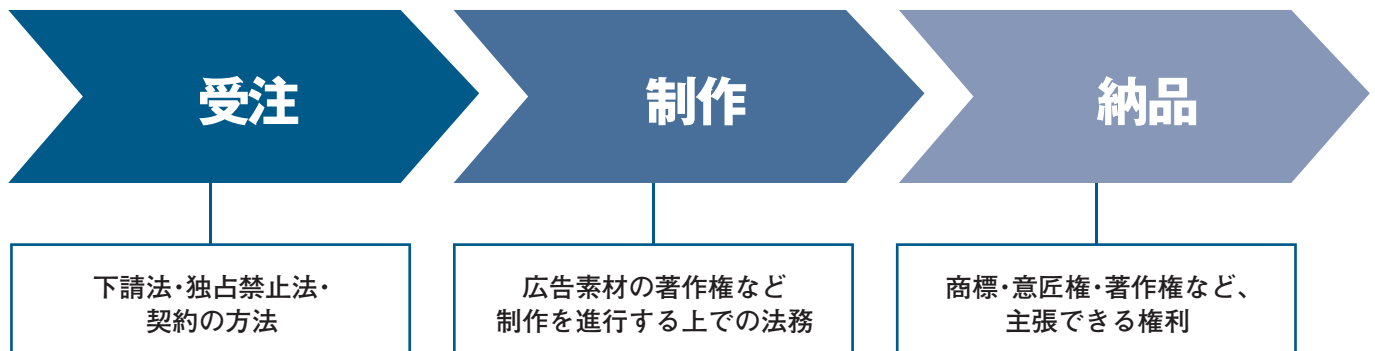
多くの広告・制作会社には、法務のプロが常に社内にはいません。そのため、重要なことは都度時間をとって相談を行います。ですが、費用・労力を考えると日頃の制作においてまでいちいち確認を取ることはできません。そこはデザイナー、ディレクター、プロデューサーが個人の裁量の中で判断を行っています。それは個人が経験をしてきた中の判断となり、人によってバラつきがあり、通る通らないが担当者によって変わってしまう自体が起こります。そのため、個人ではなく、企業として統一した基準を持つことが必要です。

自身・自社で判断できる 法務の基準を身に付ける





広告会社を通す、クライアントとの直接の取引など、広告制作にはさまざまな形態がありますが、基本的には受注産業です。発注先の要望を聞いて、それを形にしていきますが、「先方がそういうなら問題ないだろう」とそのまま受け流していると、それが違法であることに気付かないで大問題になることがあります。また、発注先にいわれるがままの契約でも、自社の損失を生み出す原因になるかもしれません。そこで、著作権、知的財産権、発注先との契約など、広告・コンテンツ制作に関わる方に向けた法務を学べる、本講座を開催いたします。

講座のポイント

理解している、していないでは大違い 広告・コンテンツの法務リスクに気付ける知識の土台を築く 学ぶ全体像



下記のような方におすすめの講座です

<p>手の動かし方は学んできたが、身を守るための法知識については学んでこなかった デザイナーの方</p> 	<p>クライアントとクリエイターの間に立ち、広告制作物に関する責任を負う 進行管理をするディレクターの方</p> 	<p>違反がそのまま経営リスクとなるため、対応策を考えたいと思っている 制作会社の代表の方</p> 	<p>自身の利益を守るため権利をしっかりと主張していきたい フリーランスの方</p> 
--	--	--	--

よくあるお悩み

クライアントと直接やりとりしたいが、契約方法が分からない	先を見通せておらず、権利はどこまで譲渡していいか分からない	オマージュ、パロディの限度ってどこまで?
新しい技術を取り入れる際に法務的に OK かどうかが分からない	名画、有名人の名前、写真などを使いたい	形の無いアイデアの権利ってどうなっている?

などを解決!

講座の特徴

1 広告・コンテンツ制作側に特化した法務を学ぶ

広告・コンテンツ制作に携わる、クリエイター、ディレクター、経営者の方に向け、制作に特化したカリキュラムです。幅広く奥深い法務を網羅的に学ぶことは、専門的なプロでなければ難しいことです。忙しい現場の中でプラスアルファのステップを設けるのではなく、日常の中でリスクの勘所に気付けるための法務知識を学びます。

2 守りと攻め両視点を学ぶ

広告素材における著作権など、リスクを回避するための「守りの法務」に加え、契約、自身の権利など、こちら側が積極的に動くための「攻めの法務」知識の両方を学びます。優秀なクリエイターほど、自身の権利に強い意識を持っています。両視点を身に付けることで、法務を有効活用した動きをすることができます。

3 実績豊富な弁護士の講師陣

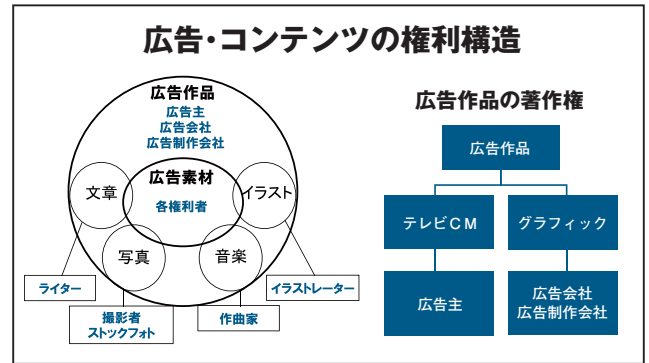
講師陣はクリエイティブの領域での実績が豊富な弁護士。クリエイターをサポートする法律専門家団体「Arts and Law」代表の水野氏、広告に関する案件を多く手がける小林氏。リーガルとクリエイティブの両視点を持ち合わせている両氏。難しく分かりづらい専門的な講義ではなく、クリエイターにも分かりやすい講義を行ってまいります。

学ぶポイント

制作で気をつけるべき法務

法の観点から読み解く、類似とオリジナルの境目とは？

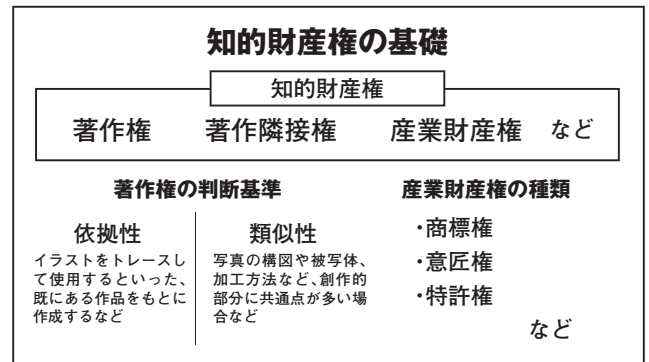
クリエイターにとって、制作物がオリジナルであることを証明することは義務となります。発注先に問われた際に、それを論理的に説明できなければいけません。そのため、広告素材となるものの権利関係、著作権に関する知識を持つ必要があります。また法的には問題がなくとも、倫理的、世論的にどうなのか、といったことも重要になってきています。ここでは、制作においてどのようにオリジナルを証明していくのか、何がリスクになるのかを学んでいきます。



制作側が持っている権利

広告制作に関係する権利の総ざらい 自身が持っている、取得できる権利とは？

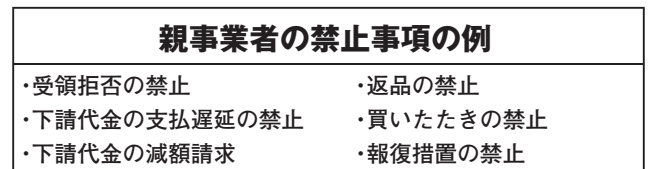
制作物を作り出すクリエイターとして、自身、自社の権利をしっかり把握しておく必要があります。ここが曖昧のままだと、大きな損失を受ける事態を招くこともあります。制作会社において、クリエイターが生み出す制作物が、ビジネスをドライブさせていきます。どのような法で守られており、どのような権利を放棄しているのか。煩雑になりがちな領域を分かりやすく整理し、知っておくべき必要なことを抽出して学んでいきます。



クライアント・広告会社との契約

権利を手放すにしても、知っておけば交渉の武器に。トラブルを防ぐ受発注の法務を学ぶ

クライアント、間に入る広告会社からの発注を受ける際には、契約が必要となります。これらは状況に応じて柔軟に変えていく必要があります。どうしても発注側が強い立ち位置にいますが、発注側に有利な契約を結ぶにしても、そのことを知っておくことが重要となります。金銭以外の交渉の手段として有効に活用することができます。ここでは、契約の結び方、下請法など受発注の法務を学びます。



講座内容

時間	テーマ	カリキュラム
10:00 ～ 13:15	クリエイターが知っておくべき著作権	広告・コンテンツ制作における著作権/著作権の考え方/著作権隣接権/既存作品を自由に利用できる場合/パロディ・オマージュ・引用/加筆、アレンジはどこまでOKかー著作者人格権/どこまで似れば盗作なのか/模倣とオリジナルの境界
14:15 ～ 15:45	自身の権利を保護・活用するための知的財産権	知的財産権の考え方/知的財産権の種類/商標権、意匠権などの知っておくべき権利/商標の種類/商標の使い方/意匠権の効力/意匠登録の手续/
16:00 ～ 17:30	発注先との付き合い方 契約・体制	下請法/独占禁止法/契約の交わり方/契約書の基本/代理店とクライアントでの違い/権利の譲渡又は二次利用で気をつけるべきこと/よくある問題/質疑応答/演習

※講師・カリキュラム・時間は都合により一部変更となる可能性があります。ご了承ください。

講義概要

- 開催日時：2017年7月5日(水)10:00-17:30
- 受講定員：30名
- 受講料金：49,000円(税別)
- 受講会場：東京・表参道
- 受講対象：広告・コンテンツ制作に携わるクリエイター、ライター、ディレクター、プロデューサー、経営者の方

講師プロフィール

広告関係の著作権案件を多数手がける

小林 利明氏

骨董通り法律事務所
弁護士(日本・ニューヨーク州)

2004年東京大学法学部卒。06年慶應義塾大学法科大学院修了。13年New York University LL.M.修了。著作権・商標権を中心とした知的財産権、エンタテインメント業界の人事労務案件、紛争事案を多く扱う。著書・論文に「応用美術(椅子)の著作物性」、「パロディ商標と不登録事由」(ともにジュリスト)、「Assessing the Consequences」(Asian-Counsel)などがある。

クリエイターの支援活動を行うクリエイティブに精通した弁護士

水野 祐氏

シティライツ法律事務所代表
弁護士

Creative Commons Japan理事 Arts and Law代表理事

慶應義塾大学SFC研究所上席所員。音楽、映画、映像、デザイン、出版、アートなどのクリエイティブ、IT、建築・不動産分野に特化している。著作に『クリエイターのための渡世術』(共著)、『オープンデザイン 参加と共創からはじまるつくりかたの未来』(共同翻訳・執筆)などがある。Twitter : @TasukuMizuno

※社内での研修等も承っていますので、パンフレットの下部にある連絡先までお気軽にお問い合わせください。(担当:渡辺)

お申込みはWebから またはこちらまで
FAXにてお送りください

➡ 03-3475-3033

お申込み者様記入欄	会社情報	会社名	TEL		
	〒	住所			
申込者様「クリエイター」のための法務講座	フリガナ	氏名	所属部署	役職	生年月日 19 年 月 日
		Eメール			
派遣責任者様	フリガナ	氏名	所属部署	役職	生年月日 19 年 月 日
		Eメール			
申込形態		① 企業申込(請求書を発行します)		② 個人申込	③ すでに届いている
		① 必要		② 必要ない	③ すでに届いている

お振込先：三菱東京UFJ銀行 青山支店 普通 1145602 口座名義：株式会社 宣伝会議



Marketing & Creativity
宣伝会議

■お申込・お問合せ

株式会社宣伝会議 〒107-8550 東京都港区南青山3丁目11番13号

TEL : 03-3475-3030 E-mail : info-educ@sendenkaigi.co.jp www.sendenkaigi.com/class/

※受講料について、開講前のご入金を原則とさせていただきます。入金を確認できず、ご受講いただけませんのであらかじめご了承ください。※一旦納入された申込金・受講料は、受講前・受講途中にかかわらず、いかなる理由であっても払い戻しや次期への振り替えはできません。※受講は申込者本人に限ります。他人に貸与・譲渡することはできません。企業派遣による申し込みの場合でも、受講者の変更は受け付けておりません。※弊社と発注者は互いに暴力団、及びその他の反社会的勢力に該当しないことを表明・確認します。万が一、上記に反していることが判明した場合には、直ちに無条件で本契約を解除します。※弊社と同様の教育講座を開催している企業、人材紹介業、受講生への営業・勧誘等を目的とする受講等に関する場合は、審査の上、お申し込みをお断りする場合がございます。また、お申し込みから審査までの間に、ご請求書類の発送など、決済処理の進行が行われる場合がございます。あらかじめご了承ください。※本申込書により、弊社が取得した個人情報、受講手続きや各種連絡、講座運営、ダイレクトメールなどの方法で出版物や講座、イベントのご案内等をお送りするために利用します。プライバシーポリシー(<http://www.sendenkaigi.com/privacy/>)をお読みいただき、同意の上、お申し込みください。※天候不順によるアクシデントや講師の都合、受講者数が一定数を下回った場合等、諸事情により直前に開講日程が変更となる場合がございます。その際、交通費の保証はできかねますのでご了承ください。